

世界最高レベルの迅速・的確な
特許審査の実現に向けて

平成 15年 11月 28日
経済産業省 特許庁

世界最高レベルの迅速・的確な特許審査の実現に向けて

「進捗計画」においては、特許審査の迅速化について御指摘を頂いている(3頁参照)。

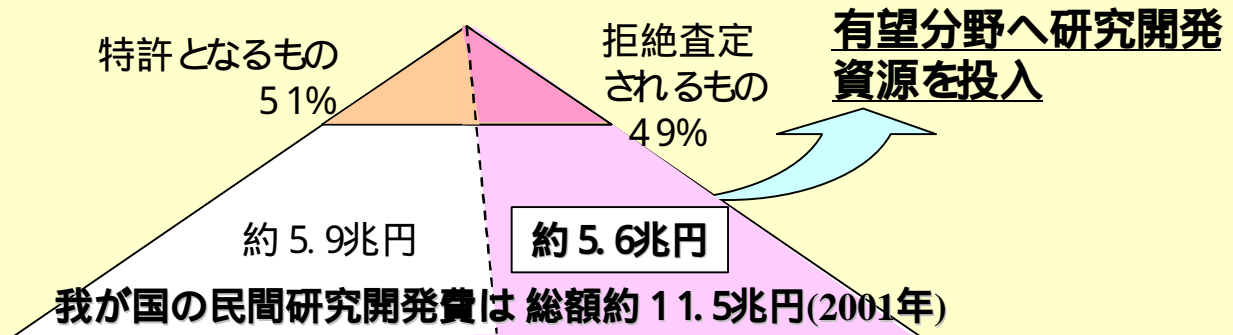
審査の質を犠牲にすることなく、特許審査を迅速化することは、重複研究の排除、権利の早期確定による国内技術開発競争の活性化等を通じ、研究開発投資の収益貢献度を拡大し、我が国企業の国際競争力の向上に資するもの。

特許庁としては、「特許審査」と「研究開発の現場」や「国際競争の現場」を直結するべく、即時審査、すなわち、審査の順番待ち期間ゼロ(現在24ヶ月)を目指し、総合的な施策を講じることとしている。

なお、こうした発明の早期権利化により、積極的に研究開発に取り組むトップランナーが、独創的な高付加価値商品によって優位性を確保できるほか、革新的な技術を有する中小ベンチャー企業の競争力強化にも資する。

迅速・的確な特許審査の実現の成果

特許審査と研究開発の現場・国際競争の現場を直結 (目標 順番待ち期間ゼロ)
即時審査による重複研究の排除、権利の早期確定による国内技術開発競争の活性化等を通じて、**研究開発投資の収益貢献度を拡大**



我が国の国際競争力強化

権利の早期確定により、積極的に研究開発に取り組むトップランナーが、独創的な高付加価値商品によって優位性を確保。

中小・ベンチャー企業の競争力強化

革新的な技術を有しながら、十分な運転資金の確保が困難な中小・ベンチャー企業に対して早期権利化は極めて重要

【知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画】(関係部分抜粋)

第2章 保護分野

・知的財産の保護の強化

1. 特許審査を迅速化する

(1) 特許審査迅速化法(仮称)を制定する

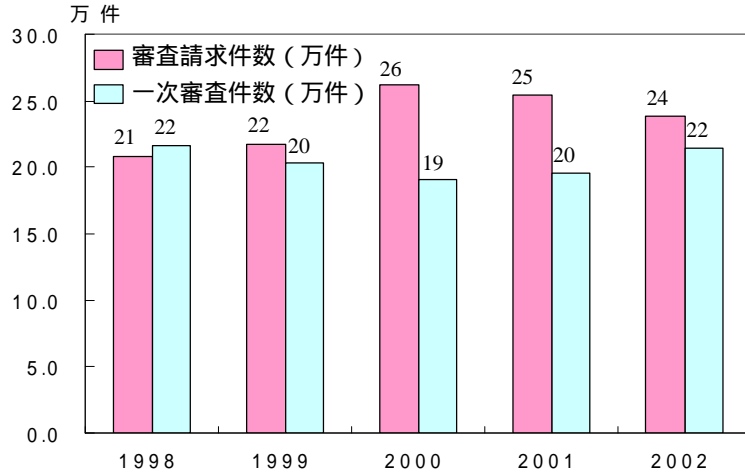
熾烈な国際競争の中で企業の経営判断にスピードが求められる今日、特許審査の迅速化は、優れた発明の事業化を促し経済の活性化につなげるために不可欠である。特許審査の迅速化を図るためには、50万件に上る審査未着手案件(いわゆる滞貨)の縮減と、今後発生が見込まれる約30万件の審査請求の急増への対応が重要である。世界最高レベルの迅速・的確な審査を実現するため、審査待ち期間の短縮の目標を定め、あわせて、必要な審査官の確保、専門性を備えた審査補助職員の活用、先行技術調査の外部発注等による審査体制の整備強化、特許法等の見直し、出願人等による出願・審査請求構造の改革等の総合的対策を推進する。なお、滞貨縮減のための臨時措置として、外部人材の活用により任期付審査官を配置し、任期終了後は知的財産専門人材としての活用を図る。さらに、関係法律の改正など、特許審査の迅速化に必要な措置を包括的に定めた特許審査迅速化法案(仮称)を2004年通常国会に提出する。

(経済産業省)

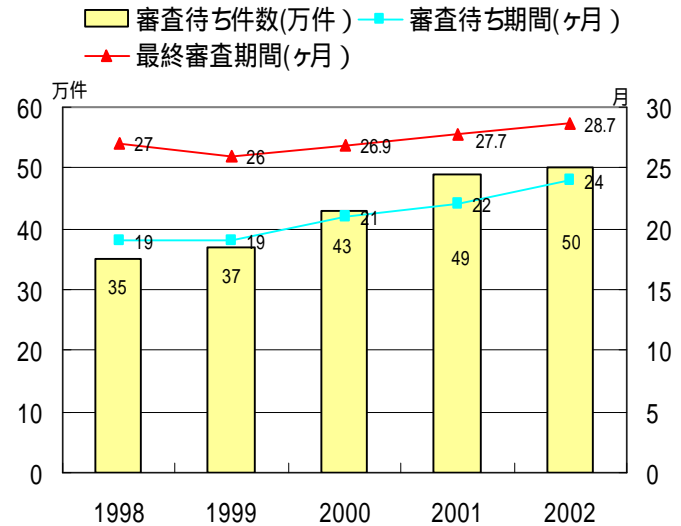
特許審査を取り巻く現状 (1)

特許審査処理の推移

＜審査請求件数と一次審査件数＞

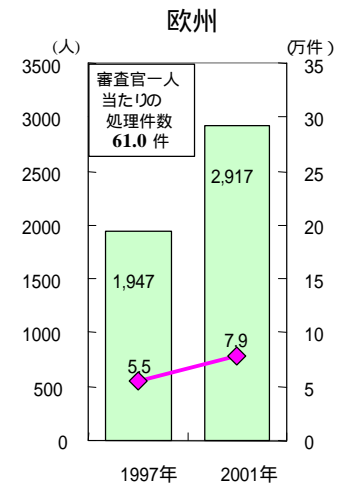
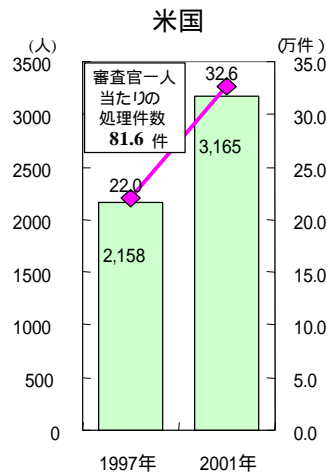
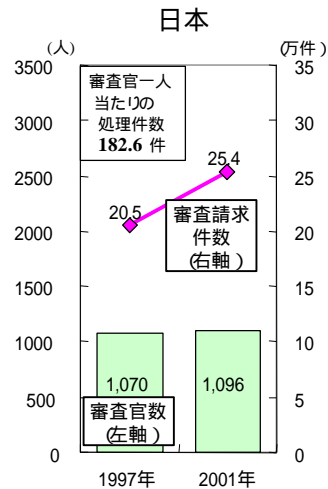


＜審査待ち件数と審査待ち期間＞



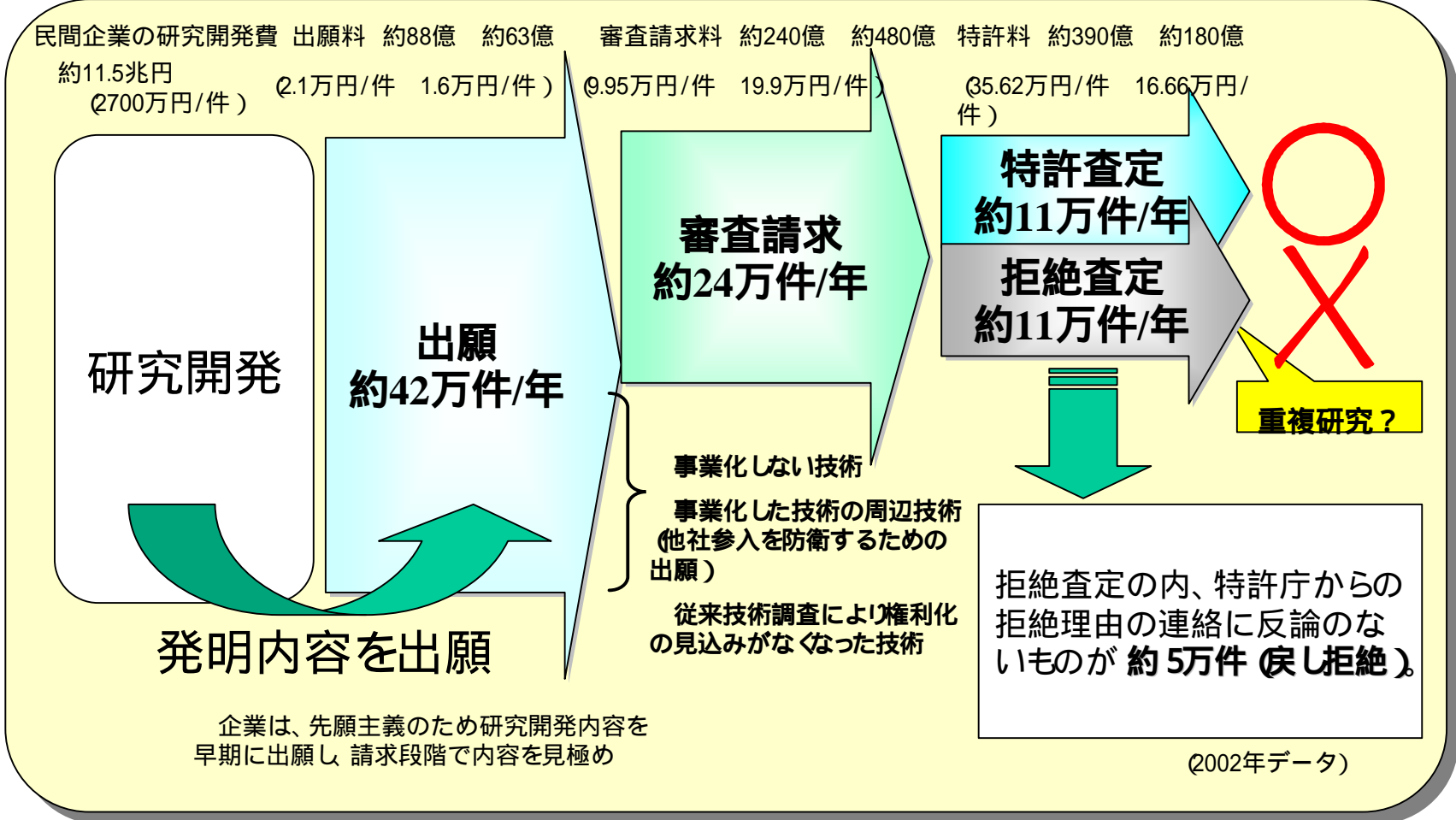
各国の特許庁の審査能力の拡充状況

審査周辺業務のアウトソーシング、審査調査員などの活用により、欧米を大きく上回る効率を実現。



特許審査を取り巻く現状 (2)

研究開発成果の約半分がムダに。
理由として、特許情報の調査が不十分なことがあげられる。



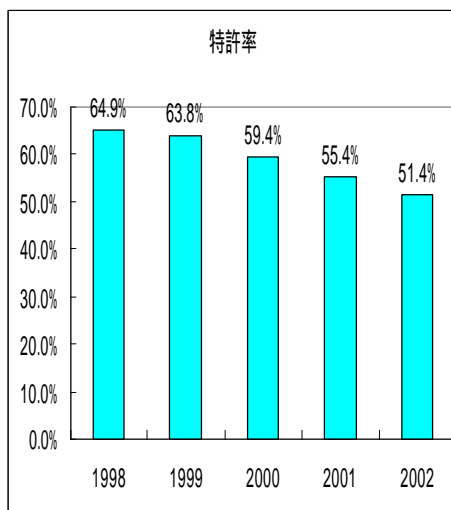
特許審査を取り巻く現状 (3)

国際的に、日本は特許率が低い上に、特許維持率も低い。
特許庁からの拒絶理由の連絡に反論のないもの (= 戻し拒絶) は年々増加。

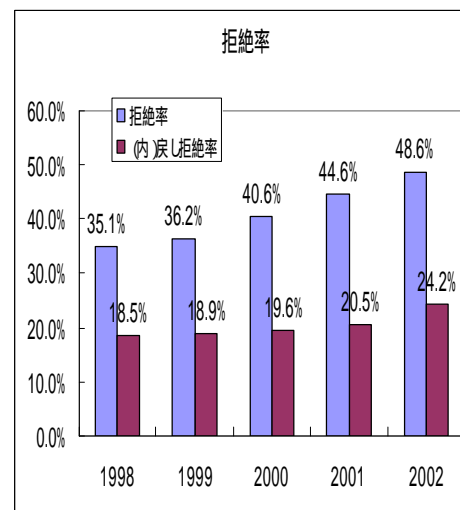
1. 日米欧特許率比較

	特許率 (2001年)
日本	55.4%
米国	71.2%
欧州	75.6%

2- 1. 特許率の推移



2- 2. 拒絶率の推移



特許審査迅速化に向けたこれまでの取組

出願
審査請求
構造の適正化

料金体系見直し等 (平成 15年法改正)

出願料引下げ 審査請求料引上げ 特許料引下げ

平均的出願47.67万円 (現行) 38.16万円 (新)

(審査請求料金9.95万円 (現行) 19.90万円 (新))

審査請求料返還制度

審査順番待ち期間中に取下げた場合、請求料 1 / 2返還

中小企業の特許戦略支援

減免対象企業の拡大

企業の戦略的な知的財産の取得・管理支援

企業の知的財産の取得・管理・活用の一層の戦略化の支援
特許取得の状況等について産業界への情報提供や対話

特許審査官の増員

審査官 約 35名増員要求 / 年 (2003年現在 1126名)

アウトソーシング拡充

審査に必要な情報収集 (先行技術調査) の外注拡大
外注件数 : 16万件(2003) 19万件(2004年度要求)

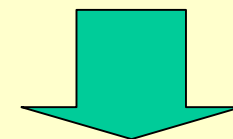
非常勤調査員の拡充

特許審査調査員 : 72名(2003) 98名(2004年度要求)

審査処理の促進

審査請求件数 (IN)
と
審査処理件数(OUT)
を均衡

(審査の順番待ち期間
の長期化を抑制)



さらに滞貨
(約80万件)の
解消が必要

特許審査の順番待ち期間の短縮と滞貨一掃に向けた総合施策

特許審査の順番待ち期間は現在約24ヶ月。これは、毎年の審査処理件数よりも審査請求件数が多い(約2万件/年)ため、未処理案件(滞貨)が溜まっていることが原因。(現在滞貨は約50万件、今後約80万件まで拡大する見込み)

滞貨一掃に向けた総合施策は以下の三本柱。

(1)出願・審査請求構造の適正化

先行技術調査の促進

企業経営者等との意見交換会の実施 など

(2)審査処理の促進

任期付審査官の大量採用(今後5年間で500名)予定

アウトソーシングの拡充 など

(3)特許審査迅速化に必要な基盤整備 強化

研修・人材育成機能の強化

情報システム機能の高度化

上記を実現するべく、関係法律の改正など、特許審査の迅速化に必要な措置を包括的に定めた特許審査迅速化法案(仮称)を次期通常国会に提出する。

滞貨一掃に向けた総合施策の三本柱（１）

世界に類のない特許審査即時開始（特許審査の順番待ち時間ゼロ）の実現に向けて、以下の施策を実施する。併せて必要な関係法律の改正など、特許審査迅速化法案（仮称）を次期通常国会に提出する。

- (1)出願 審査請求構造の適正化
- (2)審査処理の促進
- (3)特許審査迅速化に必要な基盤整備 強化

出願 審査請求構造の適正化

1. 先行技術調査の促進
 - ・ 特定指定調査機関の調査レポート添付による料金減額
 - ・ 特許等に係る情報提供の改善
 - ・ 中小企業先行技術調査支援
2. 実用新案制度の魅力の向上
3. 企業経営者等との知財戦略の意見交換

審査処理の促進

1. 審査官の増員
 - ・ 任期付審査官の大量採用（今後５年間で５００名）予定
 - ・ 通常審査官の着実な確保
2. アウトソーシングの拡充
 - ・ 指定調査機関の指定要件見直しによる新規参入促進
3. 弁理士の貢献
 - ・ 担当弁理士の明確化 等

特許審査迅速化に必要な基盤整備 強化

1. 研修・人材育成機能の強化
2. 情報システム改革の推進

(注)下線部は法律改正事項

滞貨一掃に向けた総合施策の三本柱（２）

出願 審査請求構造の適正化

1. 先行技術調査の促進

- ・ 特定指定調査機関の調査レポート添付による料金減額
- ・ 特許等に係る情報提供の改善
- ・ 技術調査人材（サーチャー）の育成強化
- ・ 中小企業先行技術調査支援
（平成16年度予算において中小企業の審査請求前の先行技術調査を支援する新規事業を要求中）

2. 実用新案制度の魅力の向上

3. 企業経営者等との意見交換

- ・ 出願件数の多い大企業・中小企業の経営者と知財戦略について長官以下が意見交換を実施中。（現在合計135社）

特許審査迅速化法案（仮称）のイメージ（1）

審査請求段階での先行技術調査にインセンティブを付与（13頁参照）。

新たに特定の指定調査機関を指定し、その調査レポート添付による審査請求料の減額措置を創設（特許法195条関係）。

先行技術に係る情報提供を改善し、企業の先行技術調査の環境を整備。

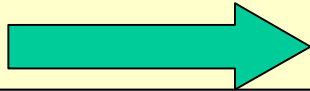
特許公報等のインターネット化（特例法13条関係）

実用新案制度の魅力向上し、特許出願とのバランスをとる。

保護期間の延長（実用新案法15条関係）
特許出願への移行（特許法46条関係） など

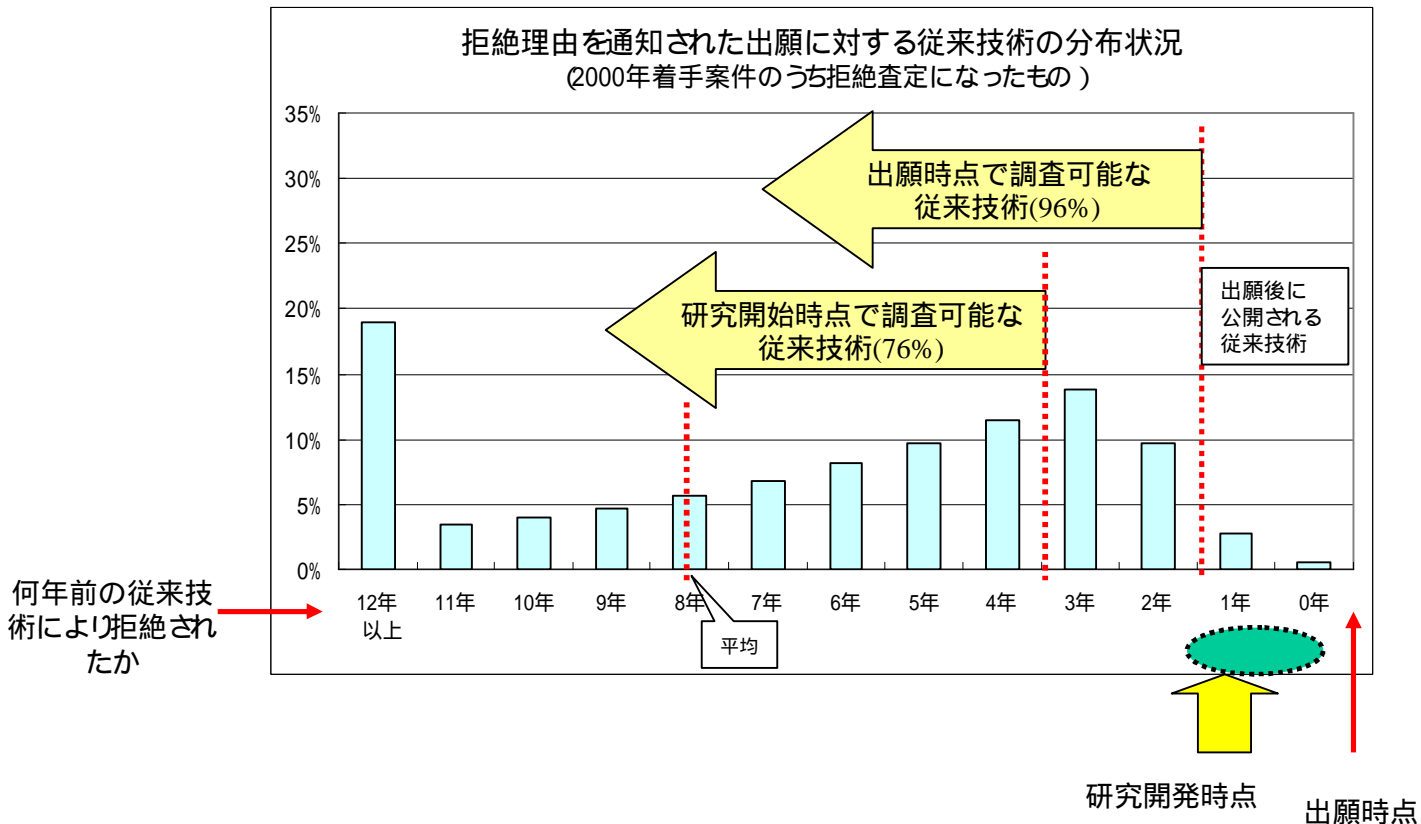
(参考) 先行技術調査の必要性

研究開始時点で調査可能な「拒絶理由に用いられた従来技術」は約 8 割。
平均で約 8 年前の従来技術が拒絶理由に用いられている。



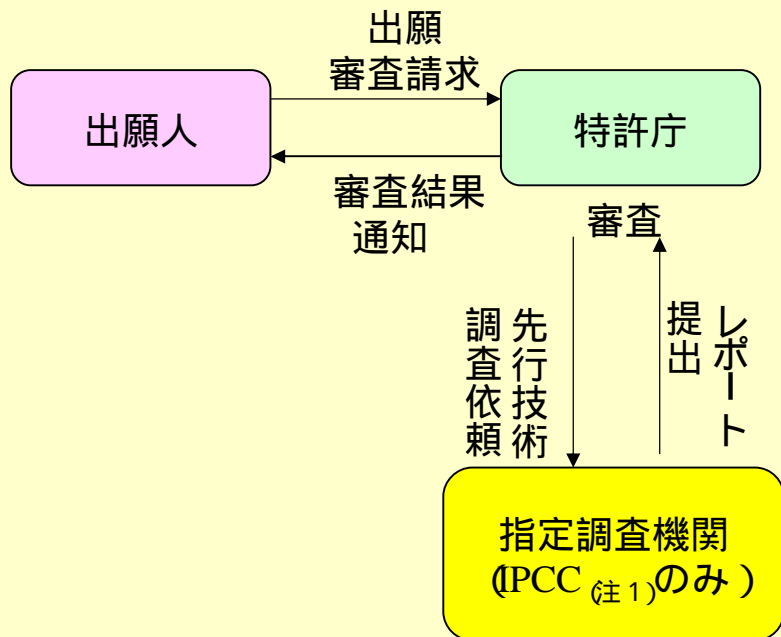
企業等における先行技術調査の促進が重要

(全データより)



（参考）指定調査機関の見直しについて

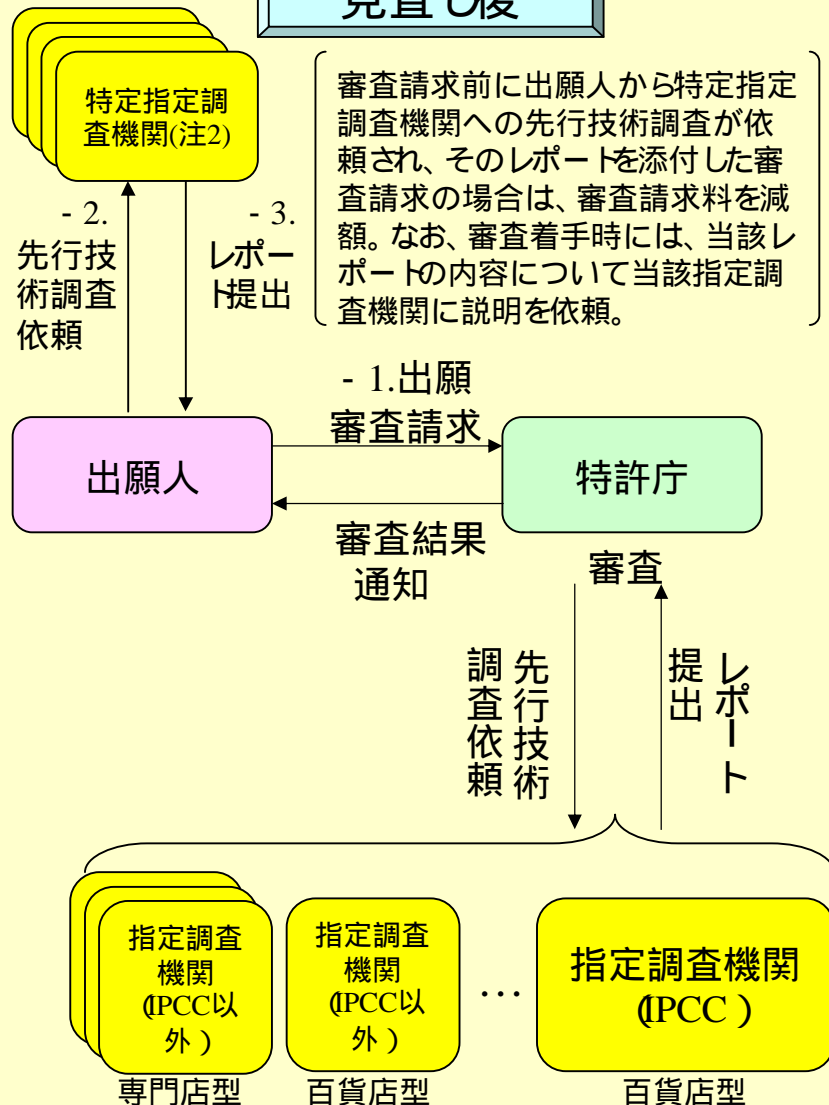
現 状



（注1）IPCC 財団法人工業所有権協力センター

（注2）特定指定調査機関は、指定調査機関の中から特定される予定。

見直し後



滞貨一掃に向けた総合施策の三本柱（3）

審査処理の促進

1. 特許審査官の増員
今後 5年間で500名の任期付審査官を採用予定
通常審査官の着実な確保
2. アウトソーシングの拡充
指定調査機関の指定要件見直しによる新規参入促進
3. 弁理士の貢献
担当弁理士の明確化 など

特許審査迅速化に必要な基盤強化

1. 研修・人材育成機能の強化
庁内向けの研修を強化するとともに、技術調査人材（サーチャー）弁理士等の外部研修に貢献できるよう人材育成機能を強化。
2. 情報システム改革の推進
情報システム機能の高度化

特許審査迅速化法案（仮称）のイメージ（2）

特許庁からのアウトソーシング先である指定調査機関に民間調査機関等が参入できるよう法改正を行い、競争原理を導入。

IPCC(百貨店)の形態に限らず、分野別調査機関（専門店）の新規参入を見込む。（12頁参照）

指定調査機関の公益法人要件の撤廃（特例法37条関係）

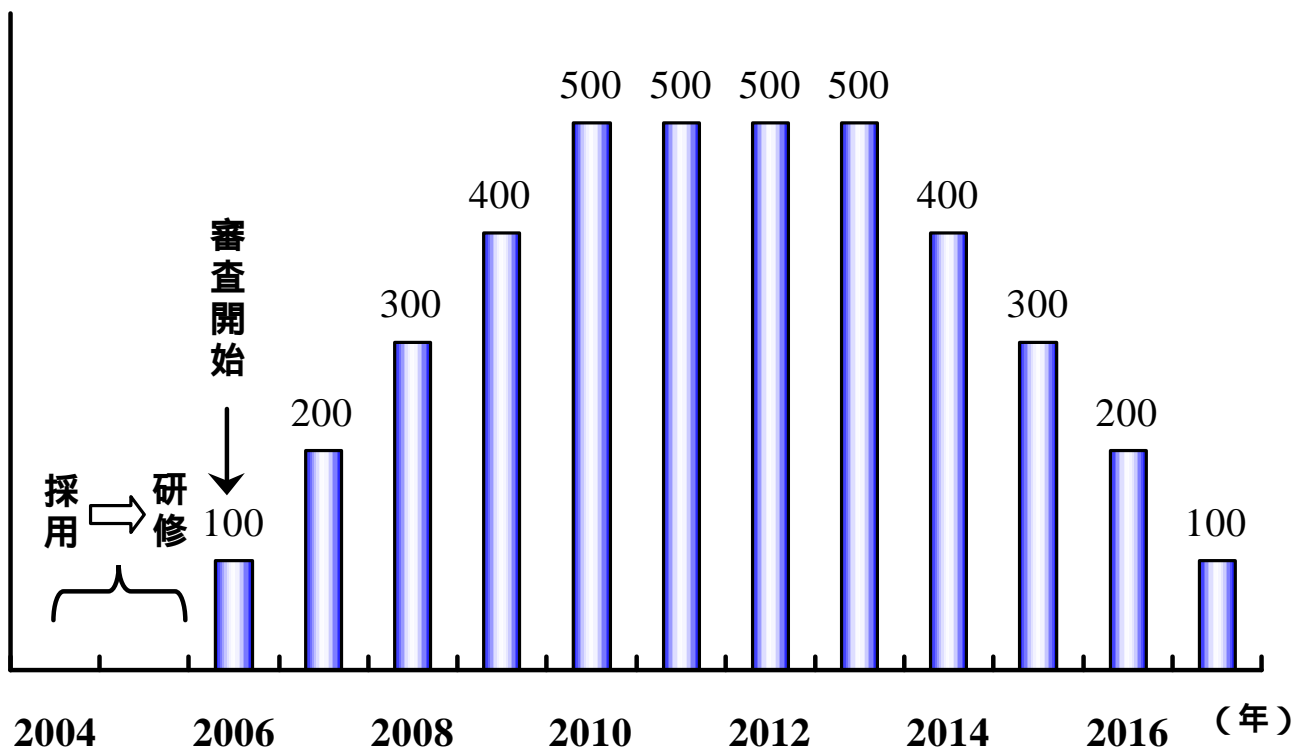
特許審査迅速化のための基盤整備・強化を図り、知的財産関連の人材育成機能の強化、情報システムによるサービスの高度化に柔軟に対応する。

独立行政法人工業所有権総合情報館に研修及び情報関連の業務を追加（情報館法10条関係）

(参考) 任期付審査官の大量採用

来年度以降、任期付審査官を毎年100名程度、5年間にわたり採用。
合計500名の任期付審査官により、滞貨を一気呵成に処理。

(人数)



研修を充実